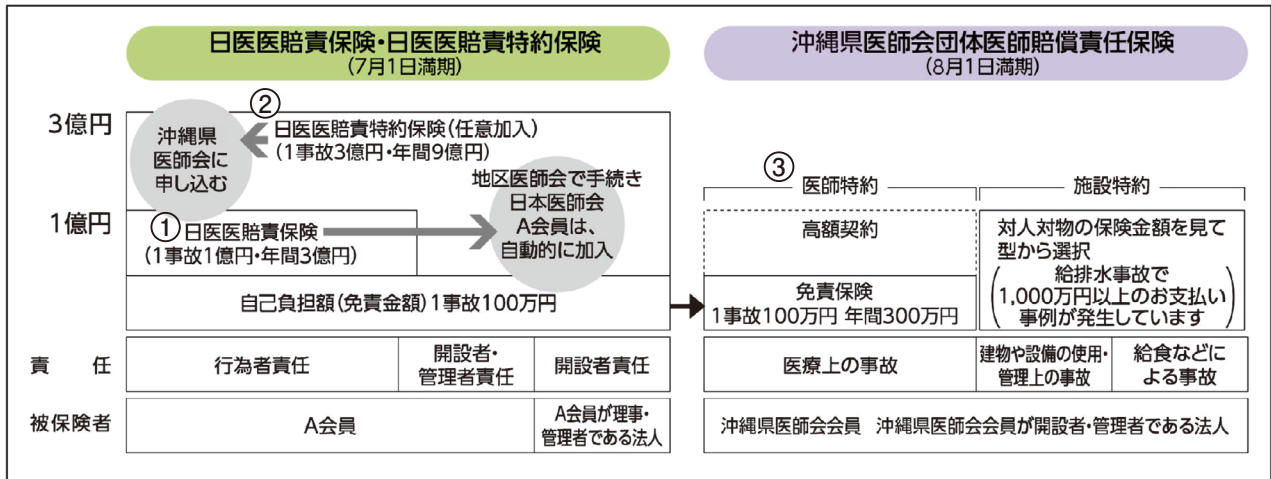


お知らせ

医師賠償責任保険の質問について回答します！

- Q 私は、日医 A ①会員ですが、沖縄県医師会の団体医師賠償責任保険に加入する必要がありますか？
日医 A 会員は、日医医賠責保険に自動付帯されていると聞いたのですが…
- A はい！是非とも加入をおすすめ致します。「沖縄県医師会の団体医師賠償責任保険」に日医 A ①会員に自動付帯されている日医医賠責保険だけでは補償されない部分を補います。



万が一の医療事故に備える医師賠償責任保険は大きく3つに分かれます。

1つ目は「日本医師会医師賠償責任保険（日医医賠責保険）」（上図 ① 部分）です。

日医 A 会員が自動的に加入されている保険です。1 事故 1 億円（年間 3 億円）まで補償されますが、100 万円までの事故については自己負担となります。注意点として、この保険は日医 A 会員の医師個人に付帯されている保険であるため、日医 A 会員以外の医師に責任がある場合や、法人としての責任については補償されないケースがあります。また、1 億円を超える高額賠償に対しては、不足することとも考えられます。

この不足している部分を補うのが 2 つ目の「日医医賠責特約保険（上図 ② の部分）」です。

こちらは「日医医賠責保険」と合算して、1 事故 3 億円（年間 9 億円）まで補償される任意保険となり、「日医医賠責保険」では補償されない「日医 A 会員以外の医師の責任」「法人としての責任」「3 億円までの高額賠償責任」に備えた内容となっております。

ところが、上記 2 つの保険は「100 万円までの事故」及び「施設管理不備に伴う事故や医療行為を伴わない業務中の事故」については対象外となります。

この部分を補償するのが、3 つ目の「沖縄県医師会の団体医師賠償責任保険（上図 ③ の部分）」です。
※詳細は次ページに掲載されております。ご確認ください。

これら 3 つの保険は相互に補完しあうことで、先生方をお守りします。補償内容の重複はございません。

勘違いや思い込みで無保険になっている先生方もおられますので今一度ご確認を！！！！

お問合せ先は沖医メディカルサポート **TEL : 098-888-1241** までお願いします。

「沖縄県医師会 団体医師賠償責任保険」のご案内

※このチラシは「医師賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては詳細パンフレットを必ずご確認ください。

沖縄県医師会では会員を対象に、医療事故に関する医師賠償責任保険と医療施設の欠陥・給食等の事故に関する賠償責任保険がセットになっている保険をご用意しております。

【保険期間】令和7年8月1日～令和8年8月1日までの1年間 中途加入可

<1> 医師特約の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

- ① 法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

<2> 医療施設特約の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

※医療施設の内外で行われる業務遂行に起因して生じた事故が対象となります。

<加入者>

① 医療施設の開設者の方

一般医院・診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方(医療事故が発生した場合に、被害を受けられた患者に対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者の方となります。)

なお、医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。

ただし、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設とセットでの加入となります。

② 沖縄県医師会会員である勤務医師の方

一般医院、診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師の方

※勤務医師の方がご加入の場合は医療施設特約は対象とはなりません。

保険料 ※診療所(19床以下)の例

1 タイプ 診療所契約 (日医A会員用)

診療所の経営形態が次に該当する場合に選択ください。

<1> 個人立の診療所で開設者がA①・A②会員の場合

<2> 一人医師医療法人の診療所で、常勤医師が日医A①・A②会員であり、かつ非常勤医師がいない場合

<3> 一人医師医療法人の診療所で、常勤医師が日医A①・A②会員であり、かつ非常勤医師が日医A①・A②会員にかざられる場合

保険期間1年・一括払
団体割引20%適用済み

型		保 険 金 額					保険料 (円)
		医療上の事故		建物・設備の使用管理上の事故 給食等による事故			
		対人	対人	対人	対人	対物	
医師 特約	医療 施設 特約	1 事故 につき (万円)	1 年間 につき (万円)	1 名 につき	1 事故 につき	1 事故 につき (万円)	
1	100	100	300	1 億円	2 億円	1,000	6,896

※医療施設特約条項 人格権侵害担保条項

上表にかかわらず、人格権侵害事故については、いずれの保険金額の型においても保険金額は1名1,000万円、1事故・期間中1億円となります。また、自己負担額と縮小てん補割合の設定はございません。

【取扱代理店】

(株)沖医メディカルサポート

TEL:098-888-1241

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 沖縄支店 法人支社

TEL:098-861-4577

医師賠償責任保険 オプション

「傷害見舞費用担保追加条項」について

最近、医師会へ「施設内で患者様同士が接触し転倒・骨折した」「問診中に椅子からバランスを崩して転倒した」といった、日常的な場面での事故に関する相談が多く寄せられています。

こうしたケースでは、施設側に法的責任が発生しないこともあります。医療機関として治療費やお見舞金を支払われる場面も少なくありません。

本特約は、外来患者様や見舞客の方々が医療施設内に於いて、急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合のお見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いする特約です。（入院患者様のおケガは除きます）

この機会に是非ご検討ください。

－補償内容－

保険金をお支払いする場合

医療施設において、医療施設の利用者が急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞費用を補償します。

●利用者の範囲

医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含みません。

- ・被保険者(法人の場合は理事、取締役等)およびその者と同居または生計を共にする親族
- ・医療施設の業務に従事中的の者
- ・医療施設の保守、保安、点検等の業務または、新築、改築、増築等の工事に従事中的の者
- ・医療施設に入院中の者

保険金額と保険料(保険期間1年、団体割引20%適用、一括払)

型	C1型	保険金額
死亡・後遺障害見舞費用保険金（1名につき）		50万円
入院見舞費用保険金（1名につき）	入院期間が31日以上	10万円
	入院期間が15日以上30日以内のとき	5万円
	入院期間が8日以上14日以内のとき	3万円
	入院期間が7日以内のとき	2万円
通院見舞費用保険金（1名につき）	通院期間が31日以上	5万円
	通院期間が15日以上30日以内のとき	3万円
	通院期間が8日以上14日以内のとき	2万円
	通院期間が7日以内のとき	1万円

C1型	診療書（1診療あたり）	病院（1ベッドあたり）
保険料	1,724円	454円

※こちらのご案内は保険（特約）の概要をご説明したものです。

ご不明な点は下記の取り扱い代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【取扱代理店】

株式会社沖医メディカルサポート 担当：仲宗根
住所：〒901-1105 南風原町字新川 218-9
TEL: 098-888-1241
受付時間：平日の午前 9:00～午後 5:00

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 沖縄支店 法人支社 担当：仲村
住所：〒900-0015 那覇市久茂地 3-21-1 國場ビル 1 階
TEL: 050-3788-8889
受付時間：平日の午前 9:00～午後 5:00